

EECの独占、および カルテル規制措置

経済統合の進展に伴い、最近 EEC 諸国においては企業の合同、集中、提携など企業再編の動きが目立ってきた。これと関連して EEC が独占カルテルなど企業の不公正競争に対し具体的にいかなる措置を講ずるかが問題とされてきた。周知のごとく EEC は本年 2 月「ローマ条約第 85 条および第 86 条の施行に関する第 1 次規則」を制定したが、これは条約第 87 条の規定に基づき第 85 条以下に示された諸原則(競争の秩序を確立するための諸規定)を実施するため、不公正競争禁止の原則に対する除外例承認の手続を定めるとともに、関係諸機関の権限と責任を明確化し、あわせて所要の罰則を制定したものであるが、とくに EEC 委員会に対し包括的な強い権限を与えていた点に大きな意味が認められる。以下同規則の概要を中心として、EEC の独占、カルテル対策につきだいたいの動きを紹介しておこう。

ローマ条約第 85 条および第 86 条の施行に関する 第 1 次規則(企業間の競争秩序について)の概要

本規則は全文 24 条からなるがその要旨は次のとおりである。

(1) 規制の対象

本規則が規制の対象としているのはローマ条約第 85 条および第 86 条で禁止されている以下のようないくつかのカルテル協定や独占、寡占などで、これらについてはなんらの事前決定を要することなく禁止される(第 1 条)。

(注) 1. カルテル協定——域内貿易に影響を与える恐れがあり、とくに①購入ならびに販売価格などの取引条件の設定、②生産、投資などの制限、③需給のいすれかに関する市場の分割、④取引条件の差別などを目的とし、または結果として生ずるすべての企業間の協定、決議、協約的慣行(条約第 85 条 1 項)。

ただし前記の協定などでも、とくに委員会が生産ならびに配分の改善などに役立ち、かつ消費者がその利益に公正に均てんすると認める場合には、当事者の申

請により、規制の対象から除外(同 85 条 3 項)。

2. 独占、寡占——1 以上の企業が EEC 内で自己の優越的地位を不当に利用し、かつ域内貿易に影響を与えるもの、とくに①購入ならびに販売価格などの取引条件に直接、間接に影響を与えたたり、②消費者の利益に反し、生産、市場、技術開発に制限を加える行為、③取引条件の差別など(同 86 条)。

(2) 届出の義務

① ローマ条約第 85 条 3 項の特典を受けようとするものは委員会に対し届出の義務を負う(第 4 条 1 項)。

② ただし域内貿易を阻害しないとみられる協定などは①の届出義務を免除される(第 4 条 2 項)。

③ 前項の適用につき疑義あるものは委員会に「非該当証明」を要請できる(第 2 条)。

④ 本規則の発行(3 月 13 日)前から存在したカルテル協定などで届出を要するものは、11 月 1 日(2 企業間にに関する協定は明年 2 月 1 日)までに委員会に届け出ること(第 5 条)。

(3) 委員会の権限

委員会は本規則の運営に関し独占的裁判権限をもつ。ただし、委員会の決定は欧州裁判所によって登録されなければならない(第 9 条)。委員会は企業や加盟国から必要な情報を入手するといっさいの権限と強制手段を有する(第 11 条)。

(4) 罰則

違反企業に対しては最高 1 百万ドル、または年間総取引高の 10% 以内の罰金を課す(第 15 条)。このほか違反企業は違反行為による第三者の損害に対して賠償の責を負う。

従来の経緯

EEC を中心とする経済統合の主目的が加盟国間の経済的国境をなくして、自由競争原理の貫く広域市場を形成する点におかれていることは、改めていうまでもないが、そのための方法としては関税同盟の設立を中心とする広域市場のわく組つくりと共通規則、共通政策の確立により域内経済の無差別同質的な発展を保障する必要があり、これら両者があいまってはじめて共同体は経済同盟の実を備えることとなるわけである。一方、域内経

済の発展を確保するためには広域市場内において自由競争原理を貫徹させることが不可欠の要件となる。すなわち域内に独占的企業が出現したり、カルテル協定などが乱用されるなどの事態が起これば、欧州は再び戦前の長期的停滞に逆転せざるをえない結果となる。ローマ条約はとくにこの点に注目して、前記のように、独占やカルテルなどの乱用がEECと両立しないものとしてきびしく取り締まることとしている。しかしながら、独占やカルテルなどの現象は複雑かつ多面的な性格のもので、固定的な規制基準の細目を定めても実情に合わない場合が多い。このためローマ条約では独占、カルテル規制の基本原則のみを定め、その運用ならびに細目規定の制定をEEC委員会に委任する立場をとっている。一方EEC委員会としては1960年秋から企業間の競争秩序を確立するため条約所定の規則を制定すべく検討していたが、各国における企業集中の度合やカルテル規制に対する考え方の相違などから、加盟国の意見が対立難航し、昨年末の理事会で第2段階への移行措置となるでようやく加盟国間の妥協が成立し、本年2月本規則の制定をみたものである(3月13日発効)。

今後の問題点

また本規則はローマ条約第85条、第86条にかかる諸原則を実施する場合の手続を定めたものであるが、具体的な適用をすべてEEC委員会の判断にゆだねており、今後のEECのカルテル政策も具体的には同委員会の態度いかんにかかる点が多い。しかも本規則によって届出を行なった個別の企業間協定はなにぶんにも膨大な数にのぼり、早急な処理は困難とみられているので、委員会の態度を判断するにはなおかなり時間を要するであろう。

条約(第85条1および本規則)の解釈として委員会自身の明かにした点を総合すれば、EECのカルテル規制においては域内取引に対する影響という観点が重視されているので、純粹に1国内だけにしか影響の及ばない協定など(たとえば理髪料金などサービス関係の協定)は規制措置の対象と

はされていないようであるが、さらにECSの前例に照らし最も問題となるべき域外諸地域に対する輸出カルテルについてはなんらの言及もなく、この点委員会の今後の態度が最も注目されるところであろう。

東南アジアの人口増加と経済成長

東南アジアの人口は世界の過半を占め、しかも近年その増加が加速化してきている。資源開発や技術水準の遅れとあいまってこの人口増大圧力は東南アジア諸国の経済成長を少なからずはばんでいる。

人口増加のすう勢とその影響

東南アジアの人口増加率は10年間単位でみると、1930年代の13%から1940年代の15%を経て1950年代には一躍21%増に達し、第2次大戦後の1950年代に増加テンポは著しく加速された。その原因は、出生率が依然として戦前並みの高水準を維持しているのに対し、死亡率(とくに乳児死亡率)が医学、公衆衛生の普及および大飢饉の解消などから急減していることにある。

このような人口増加は、まず一般に、東南アジア諸国の1人当たり所得水準の向上を大きく妨げている。過去10年間の東南アジア諸国におけるGDPの伸びは総じて年率4%前後であるが、その半分以上は人口増加にくわれており、1人当たりの所得の増加は2%前後ときわめて低率なものになっている。このことは1951年以来意欲的な経済開発を推進しているインドについてもそのままあてはまり、1960年度の1人当たり生産高(1958年度価格)は322ルピー(約68ドル)と10年前に比べ15%増を記録しているにすぎない。

人口増加はまた、具体的には食糧不足と潜在失業増加の問題をもたらしている。東南アジア諸国の食糧生産は、全体としてはわずかながら人口増加率を上回る伸びを示し、1人当たり食糧供給量も1961年には168キロ・グラムと1955~57年比9%増